

差出人: 大和@産業医大 yamato@med.uoeh-u.ac.jp

件名: 【産業医大タバコメルマガ200615】①日本産業衛生学会で喫煙対策webシンポジウム、②半官半民の施設からの灰皿撤去

日付: 2020年6月15日 14:48

宛先: 大和大学メアド yamato@med.uoeh-u.ac.jp



159自治体を含む3859名のタバコ対策担当者様、EBTC会員、名刺交換・講演・原稿依頼をされた方へ 1-800  
産業医科大学 大和より (知人への転送・拡散・紹介歓迎。不要の方は「不要」とお返事下さい)

①日本産業衛生学会 シンポジウム7 これからの職場の喫煙対策～改正健康増進法施行後の戦略  
(5月に予定されていたのですが、コロナのためにweb開催:6月12日~28日となりました)

座長: JR札幌病院 保健管理部 佐藤広和先生&大和

1) 勤労世代における加熱式タバコの認識と使用状況の3年間の推移

産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 姜 英先生

・20~30代を中心に蔓延し、一部の者は「タバコ」と認識していない。

2) 有害化学物質濃度評価から加熱式タバコ及び電子タバコのリスクを考える

産業医科大学 産業保健学部 産業・地域看護看護学講座 樺田尚樹先生

・大手3社の加熱式タバコの構造と有害物質の発生量。

・原液を加熱することでホルムアルデヒドなどの発がん物質が発生。

・アメリカでは電子タバコによる重篤な肺障害で死者が多数発生。

・WHOの2019年の見解の解説。

3) 新型たばこ時代のタバコ対策の進め方

大阪国際がんセンター がん対策センター疫学統計部 田淵貴大先生

・喫煙は新型コロナウイルスの罹患リスクを高める。

・新型コロナウイルスの蔓延でさえ利用するタバコメーカーの拡販戦略

4) 改正健康増進法を根拠に進める職場の包括的な喫煙対策

産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 大和 浩

・私のホームページ→講義講演のスライド、にpdfをアップしました。

[www.tobacco-control.jp/slides/slides.htm](http://www.tobacco-control.jp/slides/slides.htm)

web開催は、自分のペースでスライドを送ることができ、画面が間近にあるので小さな文字でも大丈夫。

しかも、閲覧時間は短い。質問やコメントも書き込めますし、新しい生活様式には学会のweb化も入る、と思いました。

②半官半民の施設からの灰皿を撤去させる方法

↑知人からの質問が寄せられました。

指定管理者制度により、市民センター(公民館)や図書館、市民ホールなど

地方自治体の建物を民間が管理している事例が多数あります。

[https://www.komu-rokyo.jp/campaign/img/siryolaw/04\\_1.pdf](https://www.komu-rokyo.jp/campaign/img/siryolaw/04_1.pdf)

改正健康増進法では第二種施設なので喫煙できる場所が残っている、と言いつけられたり、

第二種施設であるために喫煙場所は撤去できない、と主張する人(←多くの場合、喫煙者)が居ります。

裁判所は第二種施設に分類されましたが「法律の趣旨を鑑みて敷地内禁煙」を導入しています。

指定管理者制度で運営されている施設でも同様の措置が必要です。

第二種施設は灰皿を置かねばならない、と法律には書かれてはいません。

そもそも、改正健康増進法は「基本的な考え方 第1『望まない受動喫煙』をなくす」ことが目的です。

屋外に喫煙コーナーがあればそれを中心に風下25メートル以上で「望まない受動喫煙」が発生します。

添付は北海道大学の喫煙室ですが、小屋として隔離しても換気扇の排気口から「望まない受動喫煙」が発生します。

おまけに清掃業者は超高濃度の職業的な受動喫煙に曝露されます。

↑その費用が委託費に含まれる場合、税金のムダ遣い

第一種、第二種に関係なく、「望まない受動喫煙」が発生しているかどうかを判断基準にしましょう。

それらのことも日本産業衛生学会のスライドに盛り込んでいますのでご覧ください。

[www.tobacco-control.jp/slides/slides.htm](http://www.tobacco-control.jp/slides/slides.htm)





@@@@@@@@@@@@@@@@

807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1

産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 大和 浩  
ダイヤルイン：093-691-7473、学内PHS 4729、